

② 農業構造

- 農家戸数は一貫して減少しており、農業就業人口の減少と高齢化が進展している。
- 経営規模については、畜産や野菜では、規模拡大が進展し、主業農家の比率も高くなっている一方で、稲作等の土地利用型農業では、規模拡大の速度は緩やかで、北海道を除くと、依然として規模の小さい経営が多い。また、稲作においては主業農家の割合が依然低い状況にあり、構造改革が急務の課題となっている。

農家戸数、農業就業人口の推移

	昭35	55	平12	17年
農家戸数(万戸)	606	466	312	285
指数(昭35=100)	100	77	51	47
農業就業人口(万人)	1,454	697	389	335
指数(昭35=100)	100	48	27	23
うち65歳以上(%)	—	25	53	58

資料：農林水産省「農林業センサス」注：農業就業人口の平成12年以降の数値は、販売農家のもの。

農家一戸当たりの平均経営規模の推移

		昭35	60	平17年	倍率 昭35 →平17
経営 耕地 (ha)	北海道	3.5	9.3	16.4	4.7
	都府県	0.8	0.8	0.9	1.2
経営部 門別 (全国)	水稲(a)	55.3	60.8	96.1	1.7
	野菜(a)	8.6	9.8	53.4	6.2
	乳用牛(頭)	2.0	25.6	59.7	30
	肉用牛(頭)	1.2	8.7	30.7	26
	養豚(頭)	2.4	129	1,095	456

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注1：水稲及び野菜の昭和60年以前は水稲及び野菜を収穫した農家の数値であり、平成17年は販売農家のうち販売目的で水稲及び野菜を作付けした農家の数値。

注2：野菜は露地野菜の数値。

注3：養豚の平成17年は16年の数値。

品目別にみた農業総産出額の農家類型別シェア(平成17年)

農業総産出額 8兆5千億円(100%)

品目	農業 産出額 (千億円)	構成比 (%)	農家類型別シェア		
			主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 37%
米	20	23			
麦類	2	2	76	9	15
豆類	1	1	76	9	15
いも類	2	2	83	9	9
工芸農作物	3	4	85	7	9
野菜	20	24	82	8	11
果樹	7	8	67	16	18
花き	4	5	87	8	5
酪農	7	8	95		2 3
肥育牛	5	6	92		3 6
豚	5	6	92		2 5
その他	10	12			

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「2005年農林業センサス」、「経営形態別経営統計(個別経営)」

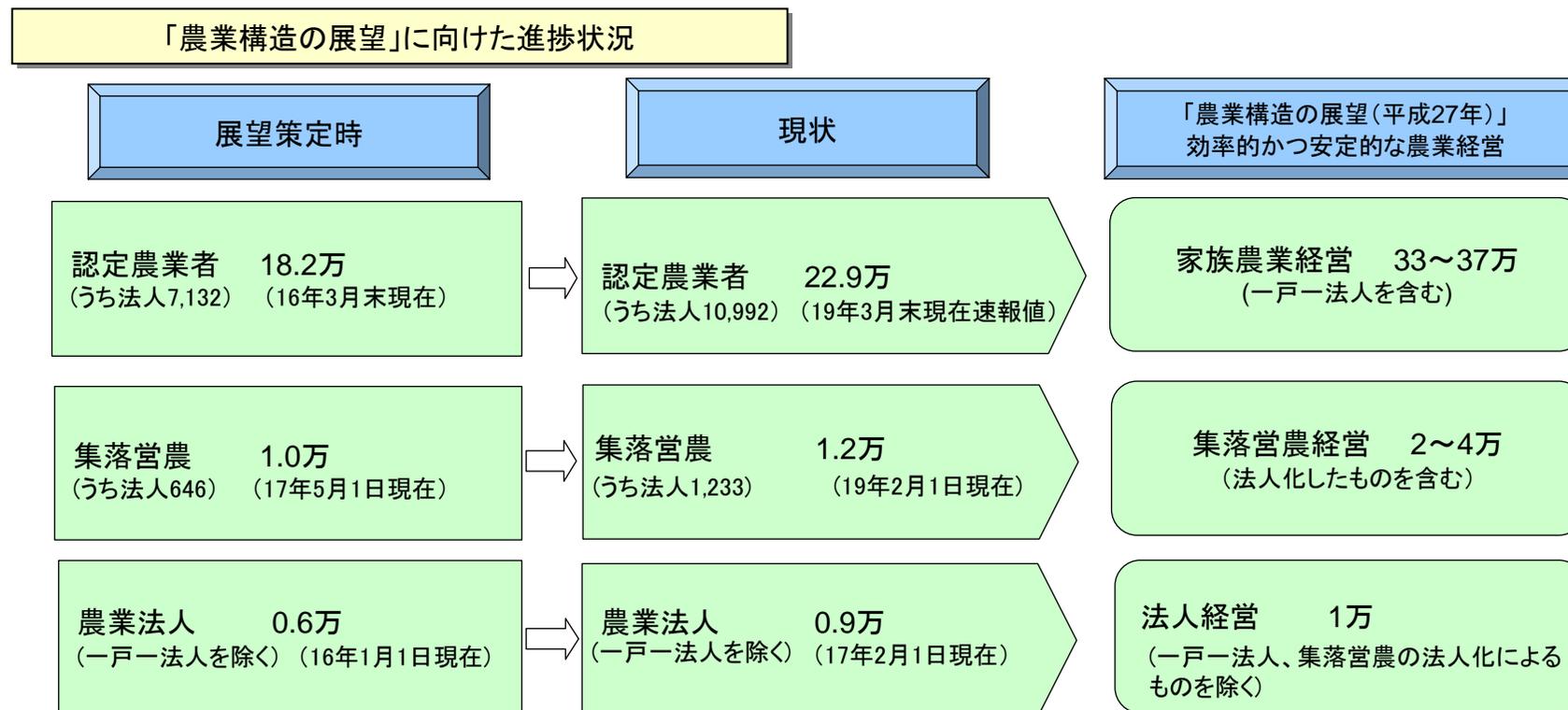
注1：主副業別シェアについては、「2005年農林業センサス」、「経営形態別経営統計(個別経営)」より推計。

注2：「その他」には、農業産出額シェアの小さい複数の品目が含まれるため、主副業別シェアは示していない。

注3：17年の産出額は概数値。

③ 担い手

- 構造展望で示された平成27年の「望ましい農業構造の姿」の実現に向けて、認定農業者、集落営農及び農業法人の数は順調に増加しているものの、経営の内容面も含め、望ましい農業構造の実現に向けた一層の努力が必要である。
- なお、平成15年からリース方式による一般企業等の農業参入が認められており、これを着実に推進する必要がある。



注) 認定農業者のうち法人、集落営農のうち法人、農業法人については重複してカウントされたものがある。

農業生産法人以外の法人の参入状況(組織形態・業種別)

単位: 法人

(合計)	組織形態別			業種別		
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
206 (71)	110 (37)	54 (19)	42 (15)	76 (24)	46 (21)	84 (58)

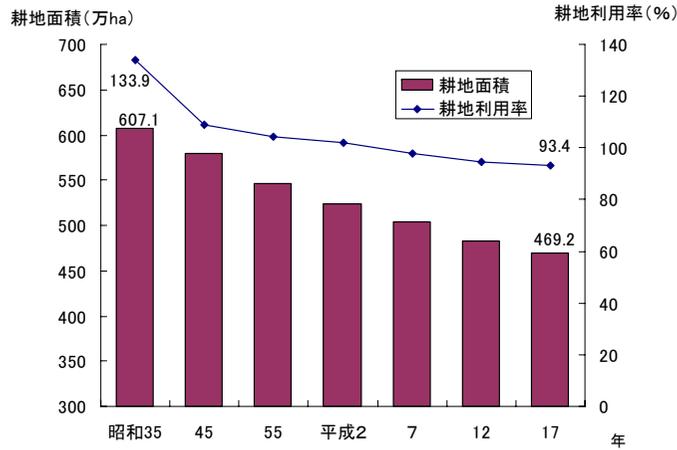
資料: 農林水産省経営局調べ

注: 平成19年3月1日現在(カッコ書は16年10月1日現在)

④ 農地

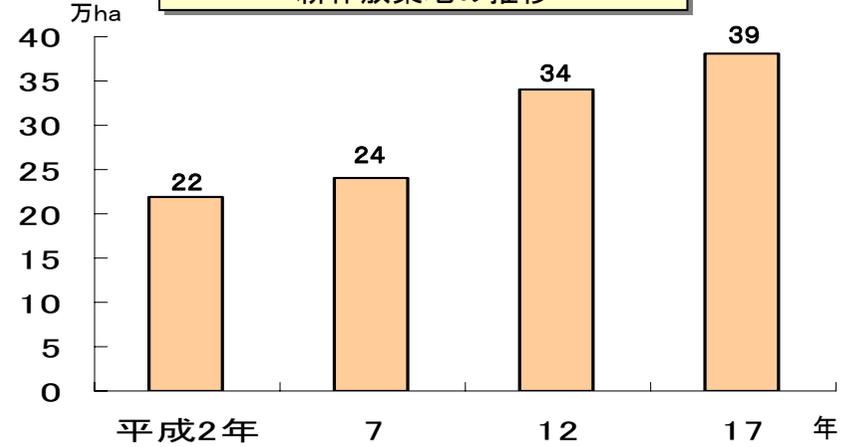
- 農地面積は一貫して減少し、平成17年には約470万haとなっている。減少の要因は、従来は工場用地、宅地等への転用が多かったが、最近では耕作放棄によるものが多くなっている。
- このため、優良農地を確保するとともに、担い手への農地の利用集積や耕作放棄地対策等を着実に進め、農地の効率的な利用を図ることが課題となっている。

農地面積の推移



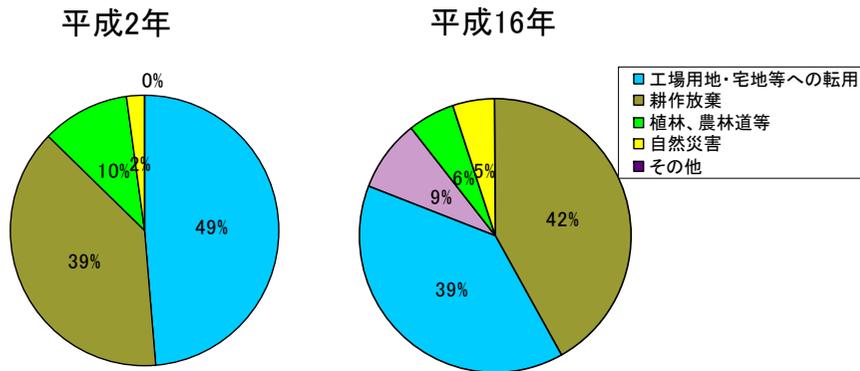
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

耕作放棄地の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

要因別農地(耕地)のかい廃面積の割合



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：平成2年の耕作放棄面積には、図中に表記した要因以外の要因によるかい廃面積(分類不能)を含む。

農業経営基盤強化促進法の一部改正(平成17年9月施行)の概要

農地の利用集積の加速化

- 農用地利用規程の充実
 - － 集落営農の組織化・法人化
 - － 集落合意による利用集積の促進
- 農地保有合理化事業の拡充
 - － 農地の仲介機能強化(金銭出資、貸付信託)

リース特区の全国展開

- リース方式による一般の株式会社の農業参入の全国展開

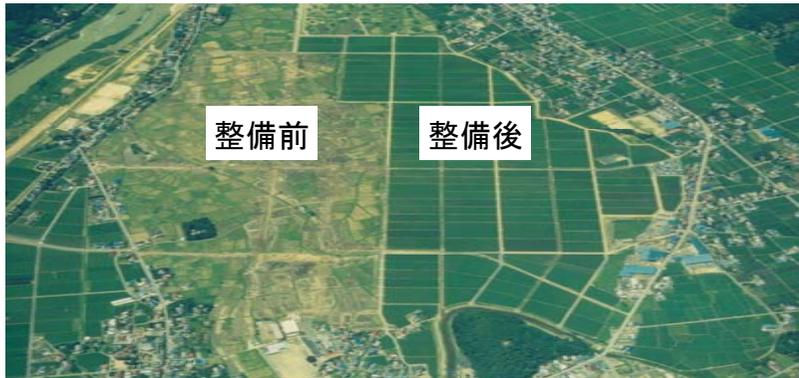
体系的耕作放棄地対策の整備

- 市町村の計画に耕作放棄地対策を追加
- 都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による措置命令(支障の除去等)

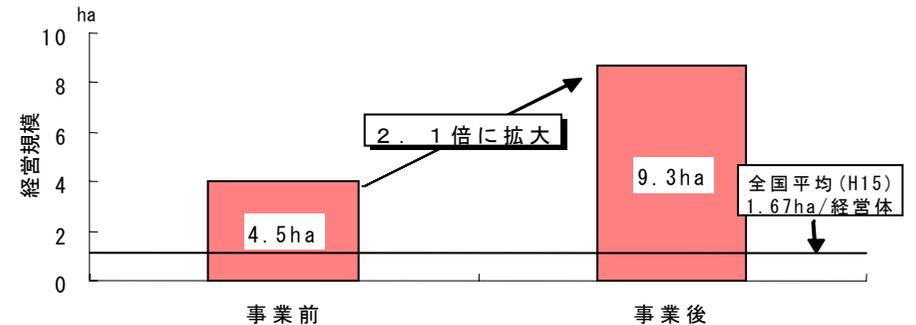
⑤ 農業生産基盤の整備

- 水田の区画の整形や拡大等を行う水田整備は、稲作労働時間の低減など生産性の向上だけでなく、担い手の経営規模の拡大にも寄与しており、全国の整備率は6割に達している。
- ダム、水路などの農業水利施設については、今後、耐用年数を迎える施設が増加することから、既存施設の適切な保全管理や更新整備に施策の重点化を図る必要がある。

水田整備のイメージ

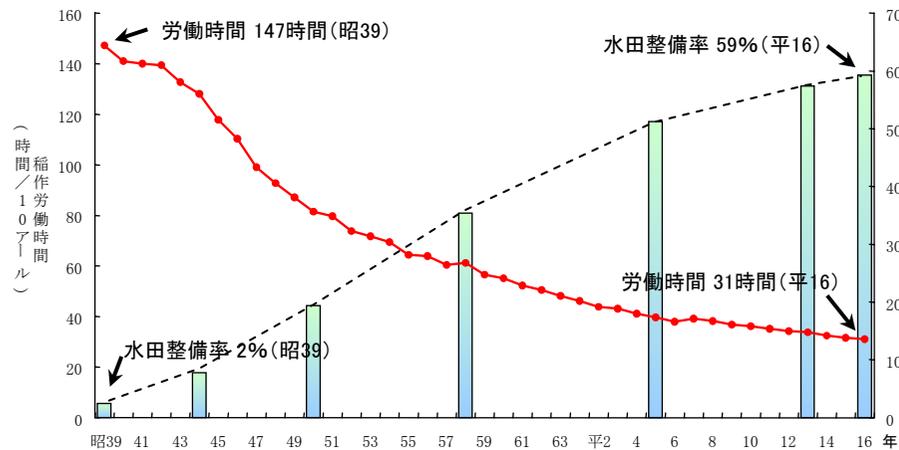


ほ場整備による担い手の経営規模の拡大



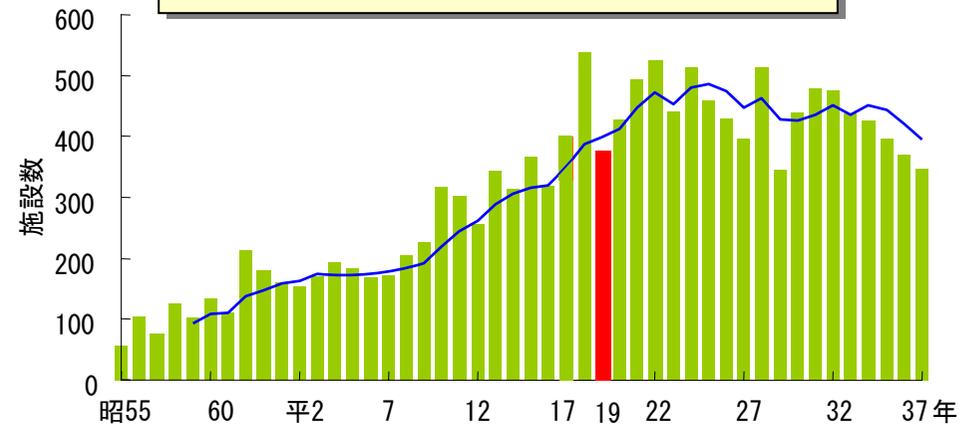
注1:平成8~15年度に完了した都道府県営ほ場整備事業656地区の実績
 注2:担い手一認定農業者等地域の担い手として育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う農家等
 注3:経営体一経営耕地のある実農家

水田整備率と稲作労働時間の推移



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地改良総合計画調査」、「土地改良総合計画補足調査」「土地利用基盤整備基本調査」、「農業基盤整備基礎調査」、「米生産費統計」

耐用年数を迎える農業水利施設数の推移



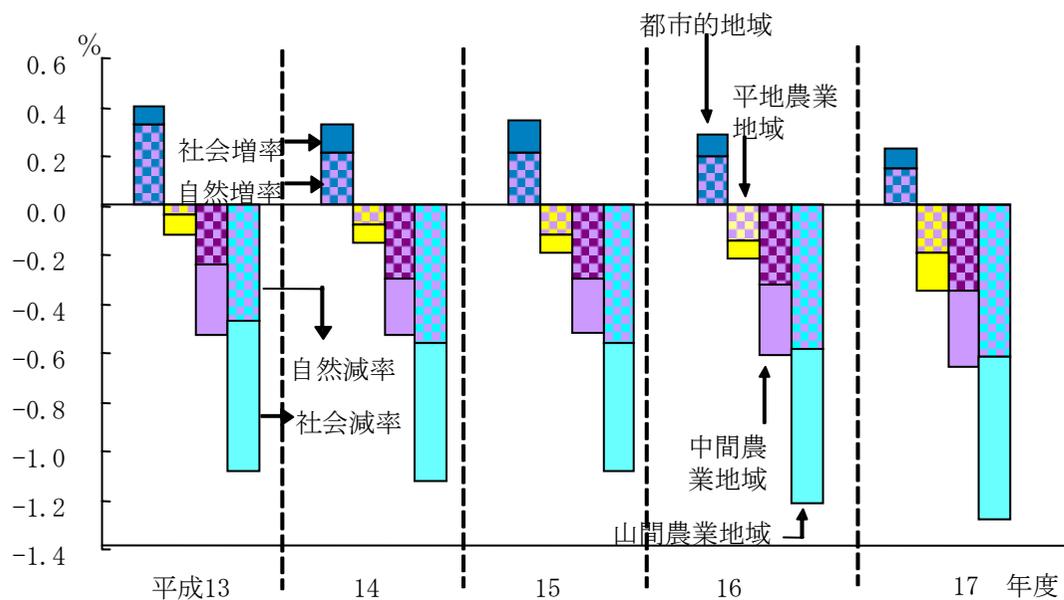
資料:「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による推計(平成14年3月時点)
 注1:基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設
 注2:上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成

3 農村地域

① 農村地域の現状

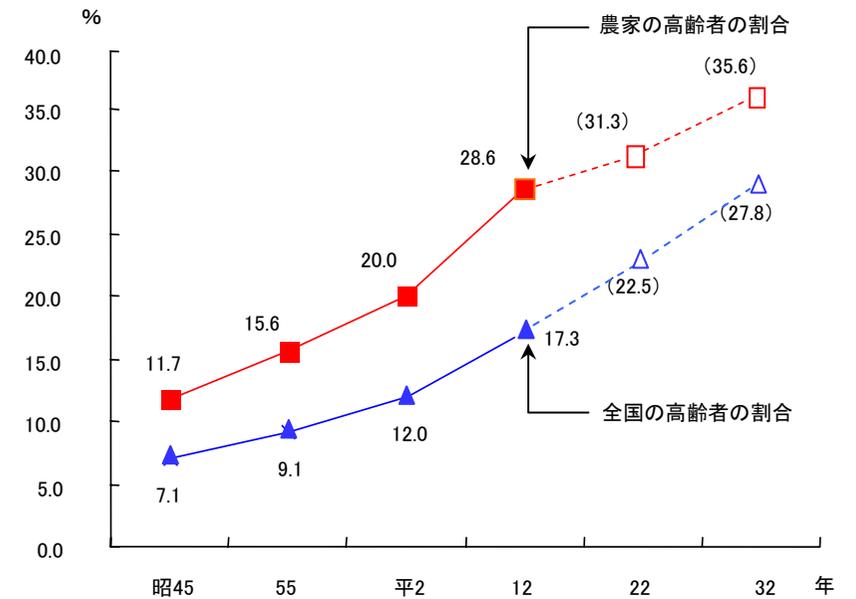
- 農村は、農業生産の場であると同時に農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしている。
- しかしながら、農村では、過疎化、高齢化、混住化の進展により、農業生産活動が停滞・後退したり、集落機能が低下するという問題が生じている。

人口減少の状況(人口増減率の推移)



資料:総務省「住民基本台帳人口要覧」(組替集計)
 注1:13年4月1日から17年3月31日までの各年度における農業地域類型別市町村の人口動態である。
 注2:社会増減率には、転出入によるもののほか、帰化、国籍離脱等による増減を含む。

農家・高齢者の割合の推移

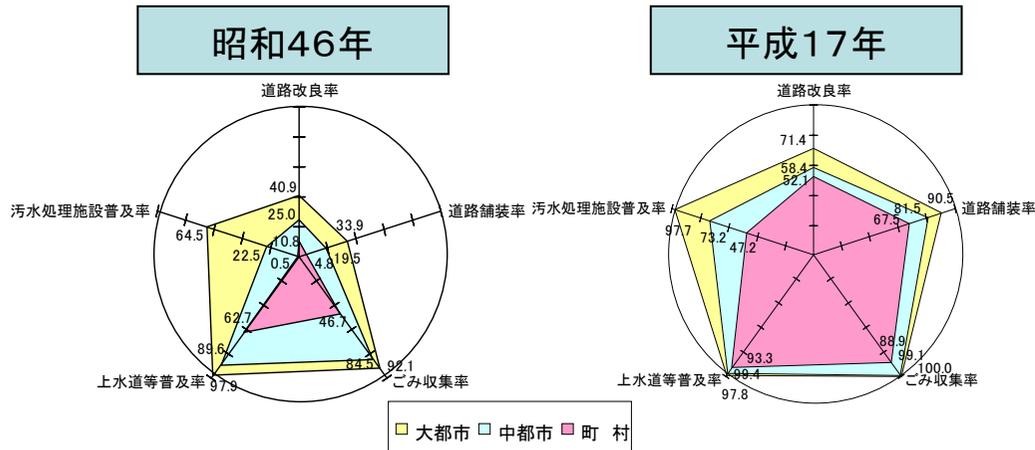


資料:農林水産省「世界農林業センサス」、総務省「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(H14.1)
 注:高齢者比率は65歳以上人口の占める割合を、()書きは推計値を示す。

② 都市と農村の格差

- 農村における道路や上水道、汚水処理施設等の生活環境施設の整備は、着実に進展しているものの、町村部における汚水処理施設の整備は、都市部に比べて依然として大きな格差がある。また、情報通信基盤の整備率など従来なかったような格差が生じている。
- 一方で、都市と農村の格差を是正するという考え方だけでなく、地域の個性・多様性を重視し、地域自らの創意工夫を促進することにより農村振興を図っていくことも重要である。

生活環境の整備状況



資料: 左: 自治省「公共施設状況調」による(平成46年3月末現在)
右: 総務省「公共施設状況調」による(平成17年3月末現在)、ただし、ごみ収集率は、平成15年3月末現在。

地域の創意工夫の促進

多くの地域の参加の促進

総理官邸で開催される「立ち上がる農山漁村」有識者会議で、地域の自律的で経営感覚豊かな先駆的取組を「立ち上がる農山漁村」として選定

官邸での意見交換会や、政府関係者・有識者会議委員による現地視察、シンポジウムや直販イベント等を通じて全国に発信

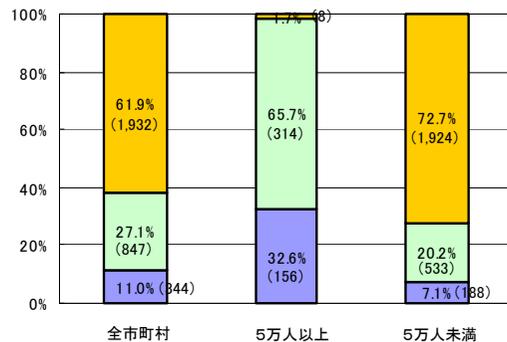
地域間の切磋琢磨を促進

〈地域自ら考え行動〉



情報通信基盤の整備状況

〈光ファイバの整備状況(市町村数)〉



■ 全ての地域で加入可能 □ 一部の地域で加入可能 ■ 全ての地域で加入不可能

資料: 総務省「平成18年度情報通信白書」

③ 中山間地域等

- 中山間地域等は、過疎化・高齢化の進行が著しいため、農業生産活動や地域社会の維持が困難になっているところも現れている。
- このため、平成12年度に導入した中山間地域等直接支払制度の実施に加えて、農業や他産業の振興による就業機会の増大や定住の促進を図るための施策などを総合的に推進することが必要となっている。

中山間地域等の現状

中山間地域等は我が国農業・農村の中で重要な位置を占める

- 国土面積の65%
- 耕地面積の43%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の39%
- 農業集落数の52%

中山間地域等が抱える問題点

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進行
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 集落機能の低下

耕作放棄地の増大
地域資源の維持管理が低下

多面的機能の低下

中山間地域のむらづくり取組事例

大分県豊後高田市F集落

農業と観光が調和した地域づくりを目指し、全住民参加型の組織により農業生産・農産加工・体験交流に取り組んでいる。この取組がマスコミ等で紹介され7家族24名(地区人口の約1割)がUターンした。

【取組内容と成果】

- 農事組合法人を設立し、これに農作業を委託することにより生じた女性・高齢者の余剰労働力を活用し、収益性の高い小物野菜を作付けるとともに、農産物加工直売所や体験交流宿泊施設を整備。(新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用)
- 農産物加工直売所で製造した「ぶんご合鴨飯の素」、「鴨ねぎみそ」が年間1万個を売り上げるヒット商品に。
- 地区のシンボルとして、河川敷3kmに「ツワブキ」を植栽。(中山間地域等直接支払制度を活用)



農産物加工直売所

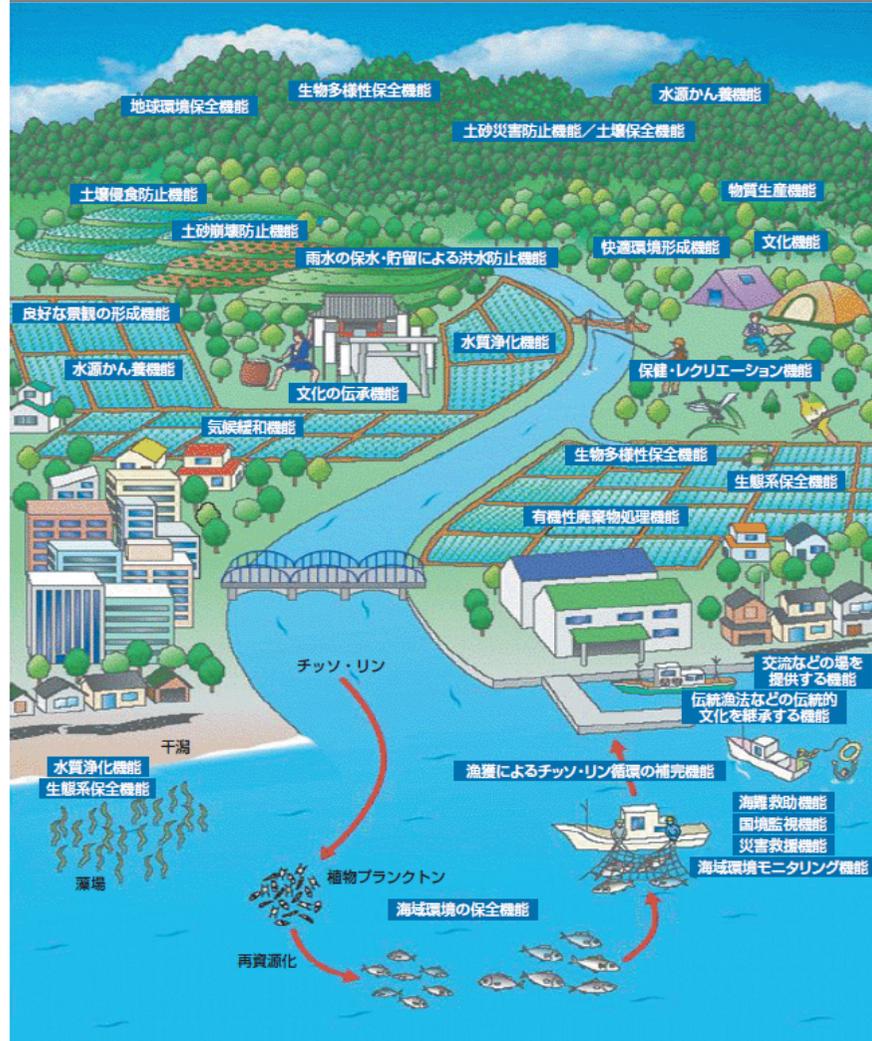


体験交流

④ 多面的機能

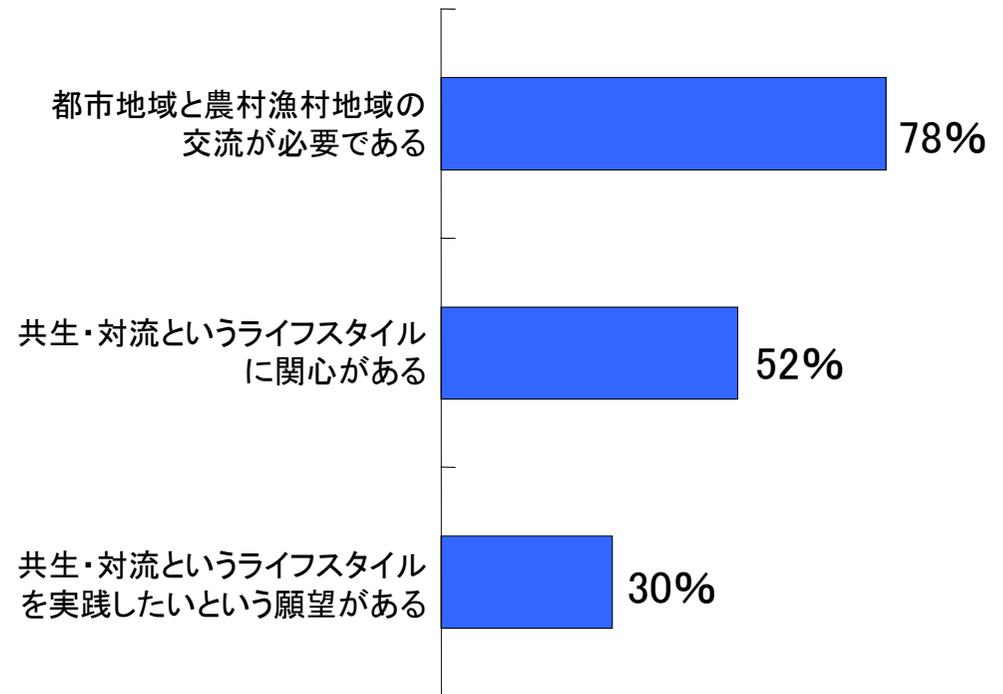
- 農業は、食料を供給する機能だけでなく、農村で農業生産活動が行われることにより生じる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な機能を有している。
- 近年、ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待に適切に応えていくことが重要となっている。

農業・森林・水産業の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成（「平成18年度食料・農業・農村の動向」（平成19年5月25日閣議決定）より引用）

「都市と農山漁村の共生・対流」に対する国民の意識

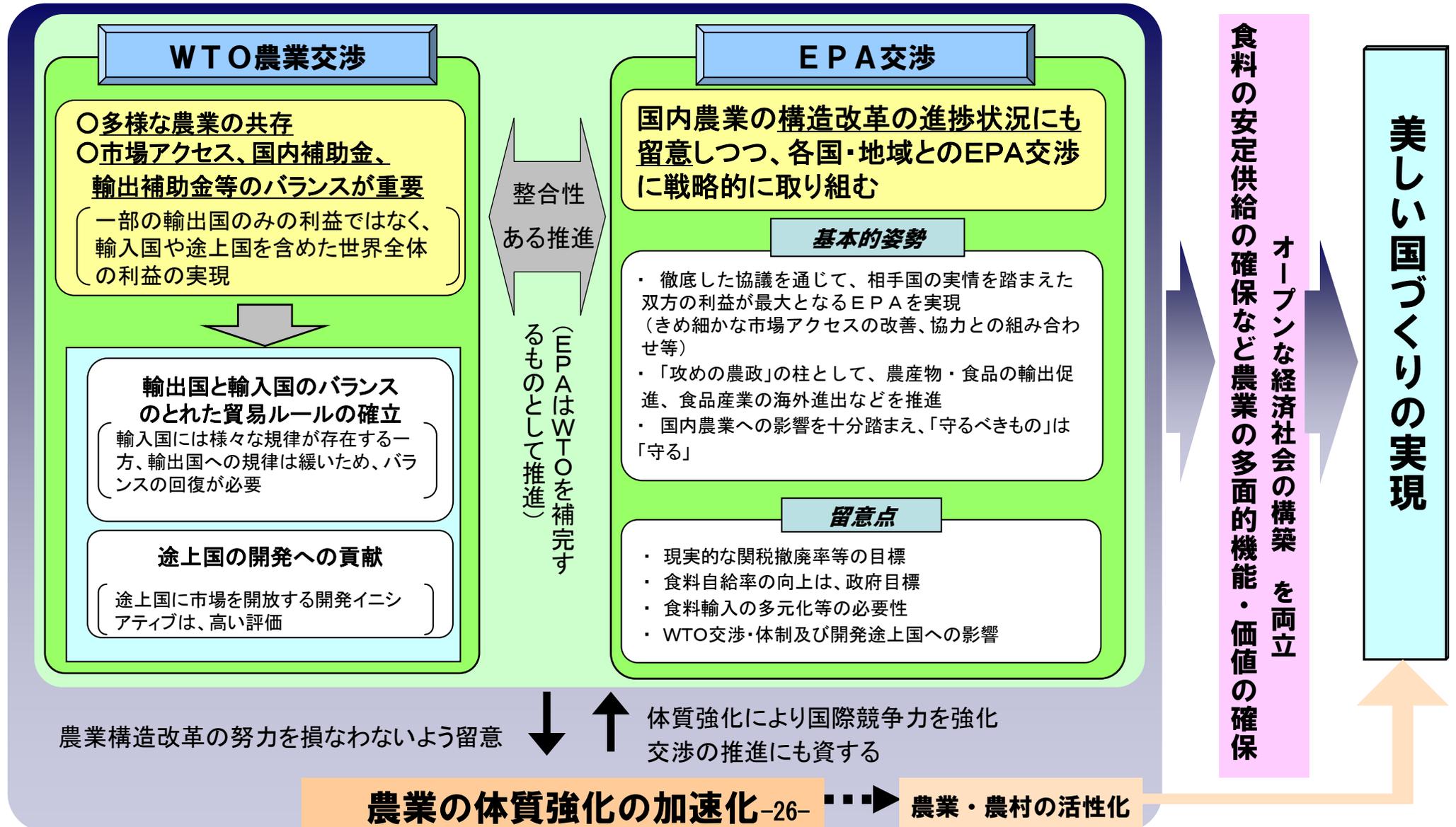


資料：「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（平成18年2月、内閣府）
 全国20歳以上の者3,000人を対象。回収率58%

Ⅲ WTO・EPA交渉をめぐる情勢

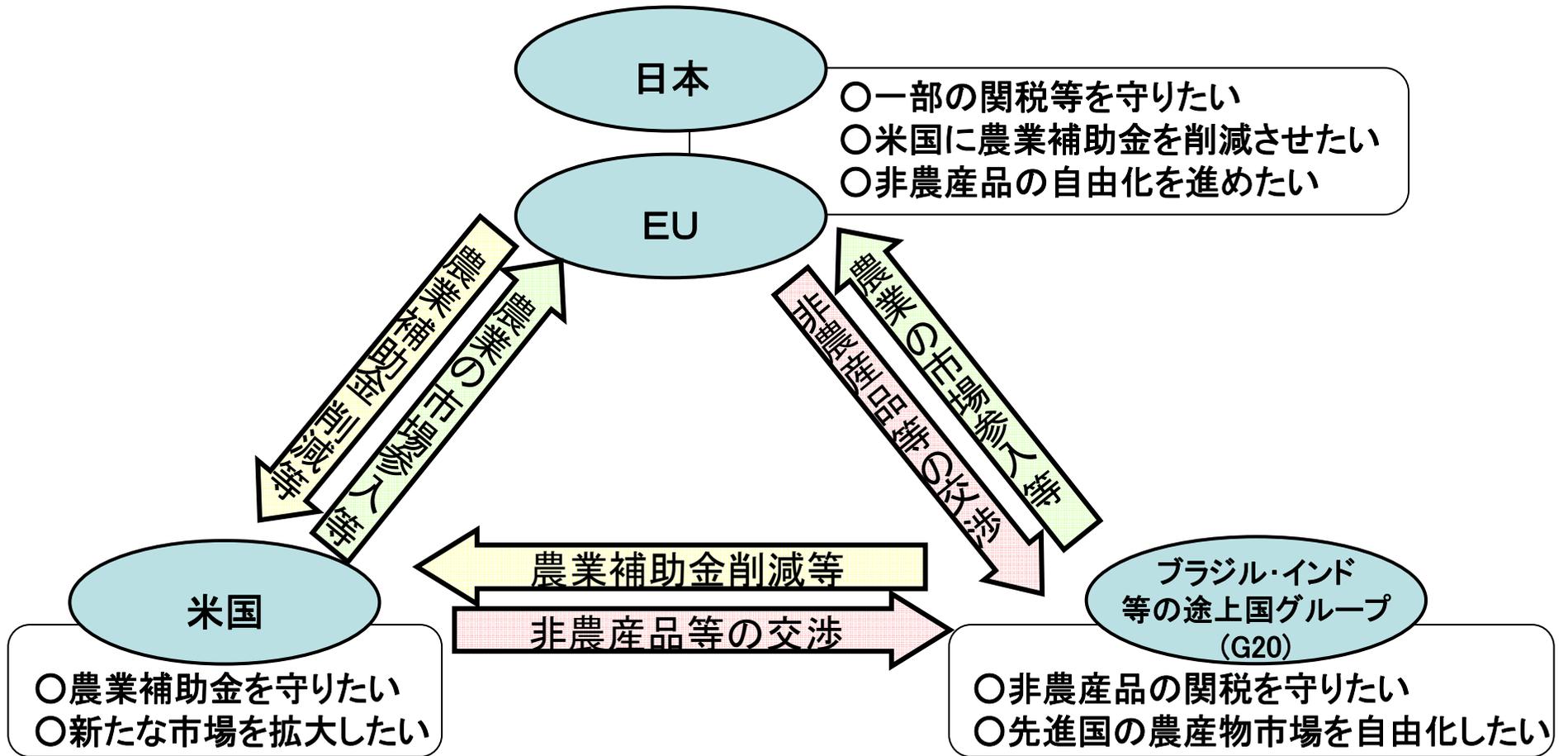
1 WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組

- WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業の多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、柔軟性があり、輸入国と輸出国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指している。
- EPA交渉については、WTOを中心とする多国間貿易体制を補完するものとして、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」はしっかり「守る」との方針の下、政府一体となって、各国・地域との交渉に戦略的に取り組んでいくこととしている。



2 WTO農業交渉をめぐる状況

交渉の構図



(参考) WTO交渉の最近の主な動き及び今後の予定

【2006年7月～2007年1月】交渉の一時中断から再開

- ・ 06年7月下旬に交渉が一時中断したが、2007年1月の非公式閣僚会合を契機として交渉再開。

【4月12日～15日・5月16日】G4/G6閣僚会合(インド・ニューデリー、フランス・パリ)

- ・ 07年内の交渉妥結を目指すことで合意し、妥結を目指し議論。

【4月30日・5月25日】ファルコナー農業交渉議長ペーパーの提示

- ・ 議長ペーパー提示後、ファルコナー議長の下で集中的な協議を実施。

【6月19日～21日】G4閣僚会合(ドイツ・ポツダム)の決裂

- ・ 結論を見ずに決裂。

【6月22日】非公式貿易交渉委員会(TNC)

- ・ ラミー事務局長は、農業、NAMA(非農産品市場アクセス)両交渉議長の下での多国間協議の促進が必要との考えを表明。

【6月30日】米国の大統領貿易促進権限(TPA)失効

EU議長国の交代(ドイツ→ポルトガル)

【7月中旬】農業及びNAMA両交渉議長が「議論のためのたたき台となるテキスト」を发出

【7月23日の週】農業及びNAMA交渉議長の下での議長テキストについての予備的な議論

【7月27日?】WTO一般理事会

【8月】各国が議長テキストについて精査

【9月以降】本格的な交渉を再開し、適当な時期に改訂版議長テキストを发出

(参考)G4/G6構成国

G4: 米国、EU、ブラジル、インド

G6: G4+我が国、豪州

3 我が国のEPA交渉の状況

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
シンガポール	☆署名(1月)	★発効(11月)			見直し交渉(4月～)	☆署名(3月)
メキシコ		交渉(11月～)	☆署名(9月)	★発効(4月)		
マレーシア			交渉(1月～)	☆署名(12月)	★発効(7月)	
フィリピン			交渉(2月～)	○大筋合意(11月)	☆署名(9月)	
チリ					交渉(2月～)	○大筋合意(9月) ☆署名(3月)
タイ			交渉(2月～)	○大筋合意(9月)		☆署名(4月)
ブルネイ					交渉(6月)	○大筋合意(12月) ☆署名(6月)
インドネシア				交渉(7月～)	○大筋合意(11月)	
ASEAN全体				交渉(4月～)		
韓国(注1)		交渉(12月～)				
GCC(注2)					交渉(9月～)	
ベトナム						交渉(1月～)
インド						交渉(1月～)
豪州						交渉(4月～)
スイス						交渉(5月～)

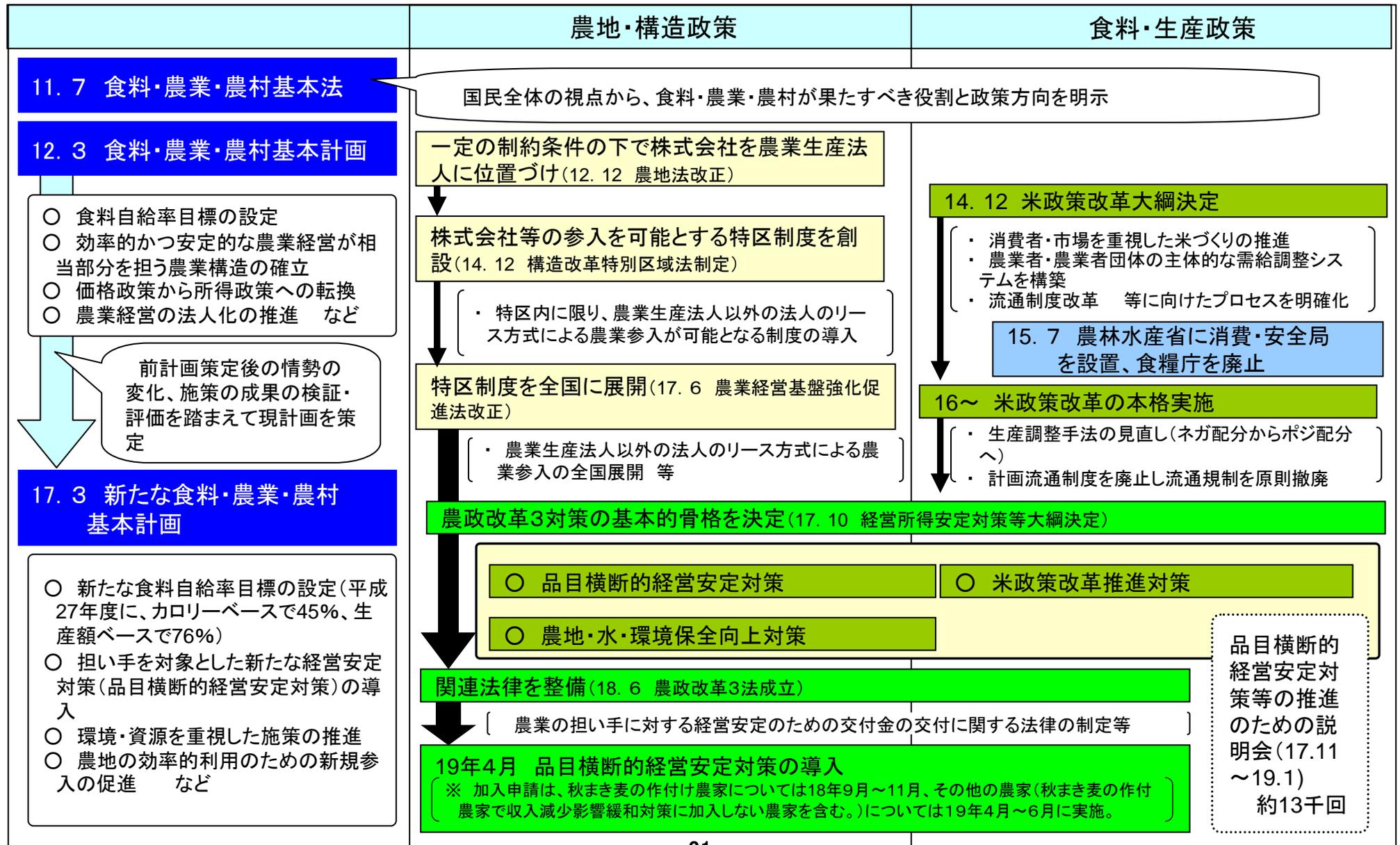
(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

IV 農政の展開方向

1 食料・農業・農村基本法制定以降の主な政策改革

○ 平成11年に食料・農業・農村基本法を制定し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興という新たな理念に基づく政策を展開するとともに、食料・農業・農村基本計画の工程管理を行いながら、米政策改革、経営所得安定対策等を順次具体化してきている。



2 「21世紀新農政2007」のポイント

- 本年4月に、内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部において、21世紀新農政2007が決定された。
- 21世紀新農政2007は、食料・農業・農村基本計画に沿って、関係府省が連携を図りながら重点的に取り組む政策の指針である。

I 食と農に関する新たな国家戦略の確立

世界最大の食料純輸入国である我が国の食料戦略を確立→不透明感を増す世界の食料事情の中で、食料の安定供給を確保

- **国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立**
 - ・ 国際食料情報の一元的な収集・分析体制の整備、国民食料会議(仮称)の議論を通じ食料問題に関する認識を国民全体で共有
- **我が国農林水産物・食品の市場の拡大**
 - ・ 輸出環境の整備、日本食・食材の海外情報発信等により、農業の潜在能力を発揮し、平成25年までに輸出額を1兆円規模に拡大
- **WTO農業交渉、EPA交渉への戦略的取組**

II 国内農業の体質強化

農地の「利用」を担い手にまとめて再配分する仕組みの構築など農地政策を抜本改革→担い手が創意工夫を活かせる魅力ある農業経営の確立

- **担い手への施策の集中化・重点化**
 - ・ 新たな経営安定対策の推進により、創意工夫を生かせる農業経営を実現
- **農地政策改革**
 - ・ 地域の面的集積を促進する機能を持つ組織が、担い手に農地の「利用」をまとめて再配分する新たな仕組みを構築
- **食料供給コストの縮減**
 - ・ 農協系統の経済事業改革の徹底等により生産資材価格を低減
- **イノベーション・知的財産の力による農業の潜在的な力の発揮**
 - ・ ITを活用した新たな農業生産技術など革新的な技術開発を推進し、生産性・品質の向上等を加速

III 国民の視点に立った食料政策の展開

生産から食卓までの確な工程管理を実施→食品の安全と消費者の信頼を確保

- **食品の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実**
 - ・ GAP(農業生産工程管理手法)等の導入により、生産から食卓までの確な工程管理を実施
 - ・ 食品産業全体でのコンプライアンスの徹底
- **農林漁業体験活動を通じた食や農への理解の増進**
 - ・ 「教育ファーム」等を通じ、実体験を生かした食育の推進

IV 資源・環境対策の推進

バイオマスなど再生可能な資源を生産・活用する農林水産業の新たな展開を支援→循環型社会の実現・地球環境の保全

- **バイオマスの利活用の加速化**
 - ・ 平成23年までに国産バイオ燃料を5万kl生産。大幅生産拡大に向け技術開発を推進(技術開発により、2030年頃には600万klの生産が可能(農水省試算))
 - ・ 家畜排せつ物等の地域のバイオマスの総合的な利活用の推進
- **食品リサイクルの推進**
 - ・ 食品産業と農業が連携して食品の循環利用の環(リサイクル・ループ)を構築
- **地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献**
 - ・ 農林水産分野における地球温暖化対策に関する戦略、国土の生物多様性の保全に関する戦略を策定

V 農山漁村の活性化

地域の創意工夫による取組を後押し→「美しい国」の原点である農山漁村の活力を引き出し、底上げにつなげる

- **農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し**
 - ・ 各府省連携の下、居住者・滞在者の受入体制の強化等により、団塊世代や若者の活力を最大限活用
- **暮らしを守る鳥獣害対策の展開**
 - ・ 鳥獣の個体数管理・防除と生息環境整備を総合的に推進

(参考) 農地政策改革

○ 残されている大きな農政課題として、農業の最も基礎的な生産基盤である農地について政策改革のあり方を検討している。

